

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
 （参考送付先）
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁 丙捜二発第9号、丙組企発第4号
 丙生企発第166号、丙少発第27号
 丙交指発第13号
 平成30年9月25日
 警察庁 刑事局長
 警察庁 生活安全局長
 警察庁 交通局長

総合的な特殊詐欺対策の推進について

特殊詐欺については、各種の対策を講じてきたが、依然として、一日当たり1億円程度の被害が生じているなど極めて深刻な情勢にある。

こうした情勢を踏まえ、下記のとおり、部門や所属の垣根を越えて、特殊詐欺対策の一層の強化を図りたい。

記

1 犯罪者グループ等に対する多角的な取締り

個々の特殊詐欺事件の実行犯検挙や突き上げ捜査に加えて、事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、非行少年等に対しても、次の点に留意し、情報収集や取締りを行うこと。

（1）暴力団、準暴力団等

事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等を弱体化することが特殊詐欺の抑止につながると考えられることから、特殊詐欺そのものでの検挙が困難であっても、暴行・傷害、薬物犯罪、金の密輸入、強盗・窃盗等あらゆる法令による検挙に努めること。

また、暴力団、準暴力団等にとって、特殊詐欺は有力な資金源となっている実態がうかがわれ、それを元に新たな犯罪に関与している可能性がある。これを念頭に置いて平素から実態把握を進め、それに基づく戦略的な取締りを行うこと。

（2）不良外国人

不良外国人については、受け子としての検挙が急増しているほか、特殊詐欺に用いられる銀行口座の転売を組織的に行うなどの事例が確認されている。不良外国人が犯行に関与し、あるいは犯行ツールを提供しているといった実態に留意して情報収集を進め、犯行グループに関わる不良外国人についてはあらゆる法令を駆使した取締りを行うこと。

(3) 暴走族

犯行グループの人材供給源とも言える暴走族に対しては、犯行グループとの接点について情報収集するとともに、活動実態の把握と取締りを行うこと。

(4) 非行少年

特殊詐欺で検挙される少年の多くが受け子であり、友人や先輩から誘われ、安易に犯行グループの一員となるという実態が見受けられることから、このように特殊詐欺に関わる非行少年の周辺関係について情報収集を進め、必要な対策を講じること。

併せて、特殊詐欺で検挙される少年の再犯者率は、刑法犯少年全体と比べて著しく高い状況にあることから、例えば、少年院等の関係機関との連携を強化するなどして少年が特殊詐欺に関与しないための取組を推進すること。

2 効果的な広報啓発

特殊詐欺の被害防止を図るための広報啓発活動については、これまで高齢者を対象に犯行手口を紹介するなどの注意喚起を中心に行ってきたが、その子供や孫の世代への働きかけを強化して、日常的に家族間で連絡を取り合うといった機運を醸成することも高齢者の被害防止に有効であると考えられる。こうした点を考慮して、効果的な広報啓発を実施すること。